

令和2年度会計年度任用職員を募集します

応募資格

次のいずれにも該当しない人

- 禁固刑以上の刑に処され、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
 - 当該地方公共団体から、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
 - 日本国憲法施行の日以後に、日本国憲法またはそのもとに成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
- ※その他、職種によっては、必要な免許・資格などの条件があります。

募集期間

令和2年2月3日（月）～17日（月） 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日は除く）

申込方法

総務課内備え付け、または村ホームページに掲載の申込書に必要事項を記入のうえ、総務課人事担当へ提出してください。

試験方法

書類選考または面接試験

※面接試験を行う場合は、令和2年2月18日～3月6日の間で決定次第ご連絡します。

※医療保険等の制度につきましては、健康保険法、厚生年金保険法・雇用保険法の定めるところにより、それぞれ加入します。（勤務日数・時間により、加入しない場合があります。）

問合せ 総務課 ☎82-1221

会計年度任用職員制度とは？

地方公共団体で雇用されている臨時・非常勤職員の適正な任用を確保するため、また、働き方改革や行政需要の多様化などに対応するため、地方公務員法および地方自治法が改正され、新たに会計年度任用職員制度が創設されることになりました。

本村でも、臨時・非常勤職員制度について、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度に移行します。



今までとどのようにかわるの？

今までの臨時・非常勤職員制度では働く方に対し、

- ①時給制で上限額も決まっている
 - ②不安定な雇用
 - ③あいまいな評価基準
 - ④仕事内容のわりに正規職員と待遇が違うなどといった条件を付け、ほとんどの方が生活水準を下回る収入になってしまっていました。
- そこで、新たに設けられた会計年度任用職員制度によって、
- ①1会計年度を超えない勤務
 - ②同一労働同一賃金の観点から常勤職員と同じように給与が決められる
 - ③条件を満たせば期末手当の支給もある
 - ④休暇や手当等も常勤職員とほぼ同じ

といったメリットが短期労働者に与えられるようになりました。休暇等の優遇をしっかりと受けられる条件での雇用となります。

（詳しくは、右表をご覧ください）

また、責任をもって従事していただくため、服務規程が正規職員同様に適用されます。政治的行為の禁止、争議行為等の禁止、法令等に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、営利企業への従事の制限（パートを除く）などが課せられ、反すると懲戒処分の対象となりますので留意ください。

	【現行制度】 臨時・非常勤職員	パートタイム 会計年度任用職員	フルタイム 会計年度任用職員
任用方法	臨時職員等登録名簿の中から選考	広く公募して採用試験（面接試験等）又は選考を経て、任用することになります。	
任用期間	一会計年度（4/1～3/31）ごとの任用になります。 【令和2年度】令和2年4月1日から令和3年3月31日まで （年度内に任期の更新をする場合があります。）		
任用の条件	1年	1年 （再度の任用回数の制限はありません）	
休日	土・日曜日、祝日および年末年始 ※パートタイム職員は上記に加え勤務を割り振られていない曜日等があります。 ※部署によって異なる場合があります。		
休暇等	年次有給休暇	年次有給休暇 特別休暇	年次有給休暇 特別休暇
給料等	村で定めた時間給等	職員と同様の給料表を使用し、月給または時間給で支給	
期末手当	非常勤職員のみ支給	一定の条件を満たせば支給	支給